

印旛広域水道用水供給事業再評価

1. 評価対象事業

水道水源開発施設整備事業（霞ヶ浦導水）

※ 水道水源開発施設整備事業（八ッ場ダム）及び特定広域化施設整備事業は今回の評価対象になっていないが、これらは上記事業と一連の目的を達成するための事業であることから、一括して再評価を実施している。

2. 委員会の審議経過

(1) 第1回 令和元年12月19日

内容 ・ 印旛広域水道用水供給事業および評価対象事業の概要
・ 水需要予測

(2) 第2回 令和2年2月27日

内容 ・ 事業の投資効果分析
・ 意見の取りまとめ

3. 事業再評価委員会からの意見

印旛広域水道用水供給事業における「水道水源開発施設整備事業（霞ヶ浦導水）」の再評価について審議した結果、事業の継続が妥当であると判断する。

については、今後も社会経済情勢の変化等を見極め、水需要の動向および水源開発の状況を的確に把握し、効率的な事業運営を図るよう求める。

水道水源開発等施設整備費補助金事業評価概要

○基本情報

事業実施主体	印旛郡市広域市町村圏事務組合				事業種別	用供				
補助金区分（大）	水道水源開発施設整備費、広域化施設整備費									
補助金区分（中）	水道水源開発施設整備費、広域化施設整備費									
事業内容	霞ヶ浦導水									
工 期	始期	S60	終期	R5	補助年度	始期	S60	終期	R5	
前回評価	評価種別	再評価	評価方法	量反	B/C	全体	12.83	時期	H26	
						残事業	21.12			
今回評価	評価種別	再評価	評価方法	量反	B/C	全体	3.26	時期	R1	
						残事業	9.38			
事業概要 (目的・必要性、内容、効果等)	<p>印旛地域は、昭和40年代以降、人口の増加及び都市化が急速に発展し、地下水を水源とする生活水の需要量は増加の一途をたどったが、昭和49年7月に印旛地域全域が地下水採取規制区域に指定されたことから、新規需要に対処するため水源を表流水に求めなければならなくなった。</p> <p>印旛広域水道用水供給事業は、印旛地域9市町の水道用水の長期安定供給のため、水源の確保を図ることを目的として創設された。当組合は、霞ヶ浦導水等を水源としており、他の適切な代替案はなく、地域への水の供給のためには不可欠な事業である。</p>									

○評価の内容

評価項目	評 価 結 果									
①社会経済情勢等 水需要の動向等 水源の水質の変化等 当該事業に係る要望等 関連事業との整合 技術開発の動向	<ul style="list-style-type: none"> 水需要の動向等：印旛地域の将来水量は、人口の減少に伴い緩やかに減少傾向となる見込みである。 水源の水質の変化等：特に悪化の傾向は見られず、構成団体の自己水源についても水質に関する報告はない。 当該事業に係る要望等：構成団体の自己水源のうち暫定井戸は、千葉県環境保全条例により、新たな水源を確保するまでの間の暫定的な措置として特別に使用が認められているため、構成団体から代替となる表流水の早急な確保を要望されている。 関連事業との整合：当該事業は国土交通省が施工する事業であり水源開発の計画に沿って事業費を負担している。特定広域化施設整備事業は、構成団体の水需給計画に沿って施設整備を計画し、水源開発施設整備事業と整合を図っており、問題はない。 技術開発の動向：霞ヶ浦導水事業について、ゲート設備に「ラック式」開閉装置を採用するなど新技術・新工法の採用を行ってきた。 									
②事業の進捗状況 用地取得の見通し 関連法手続き等の見通し 工事工程 事業実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 用地取得の見通し：霞ヶ浦導水事業では、機場や立坑部分の用地取得が完了し、地下トンネル部分は区分地上権設定により事業を実施している。区分地上権設定については、平成31年4月末現在、利根導水路は100%完了、石岡トンネル区間では98%完了、土浦トンネル区間では0%となっている。 関連法手続き等の見通し：河川法に基づく水利使用許可として、当組合は、当該事業に係る暫定水利権を平成31年3月29日に許可されている。 工事工程：平成30年度末時点の進捗率は84.7%であり、工事について概ね計画通りに進捗している。 事業実施上の課題：特になし。 									
③コスト縮減	当該事業は、国、関係自治体及び利水者からなる「霞ヶ浦導水事業のコスト管理等に関する連絡協議会」を設置し、コスト縮減の達成状況等の協議を行いながら、毎年度コスト管理等を行っている。									
④代替案等の可能性	代替案として、既存表流水源の活用、地下水の利用及び海水淡水化を検討したが、いずれも実現可能性及び事業費等の観点から、適当でない。今回、これらの検討結果に影響を与える新たな情勢変化等は認められず、新たな立案の可能性は生じていない。									
⑤事業の費用対効果分析 (コスト及び便益の内容を簡潔に記載すること。)	<ul style="list-style-type: none"> 費用は、水源開発等の事業費及びダム開発等に維持管理費を計上した。 便益は、霞ヶ浦導水等の水源開発と相応の水道用水供給事業がない場合の給水制限日数を想定し、渇水による減・断水被害額を計上した。渇水被害は構成団体一体として計算し、生活用水、業務営業用水、工場用水に分けて被害額を算定した。 									
	全 体	便益 (B)	1,120,913,436	千円	コスト (C)	343,370,576	千円			
	残 事 業		1,113,091,683			118,618,948				
⑥その他 環境への影響 安全性	評価対象事業は、他の適切な代替案がなく、印旛地域への安定的な用水供給のためには必要不可欠な事業である。今後も引き続き水質等の安全性を確かめながら事業を実施する。									
⑦参考 (評価結果、地元での注目度等)										